

○射水市副食費給付事業実施要綱

令和元年9月30日

告示第203号

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者又は法第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者(以下「保護者」という。)のうち、低所得で生計が困難である者等の子どもが特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合において、当該保護者が支払うべき食事の提供(附則第2項に規定する場合を除き、副食の提供に限る。)に要する費用(以下「副食費」という。)の一部について、予算の範囲内において給付(以下「給付」という。)することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法及び子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)で使用する用語の例による。

(対象者)

第3条 給付の対象者(以下「給付対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する子どもの保護者とする。

- (1) 生計を一にする世帯に現に3人以上の子どもがいる場合において、当該子どもの中で、年齢が高い方から数えて3人目以降の教育認定子ども及び満3歳以上保育認定子ども(射水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年射水市条例第34号)第14条第4項第3号ア又はイに規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもを除く。)
- (2) 次のいずれかに該当する施設等利用給付認定子ども(法第30条の4第1号及び第2号に掲げる小学校就学前子どもであって、法第7条第10項第1号及び第2号に掲げる施設に在園する満3歳以上の子どもに限る。)
 - ア 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯に属する子ども
 - イ 市町村民税非課税世帯(給付を受けようとする月が当該年度の4月から8月までの間にあってはその前々年の所得による課税状況により、9月から3月までの間にあって

はその前年の所得による課税状況により算定された市町村民税額(地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)の額をいう。)によるものとする。ただし、給付を受けようとする子どもの保護者が当該市町村民税の賦課期日において指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下この号において同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして算定するものとし、地方税法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項及び第45条の規定は適用しないものとする。附則第3項において同じ。)に属する子ども

ウ 当該子どもの保護者及びその他の扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)第877条に規定する扶養義務者をいう。ただし、家計の主宰者である場合に限る。附則第3項において「算定対象者」という。)の属する世帯の市町村民税所得割額が77,101円未満である世帯に属する子ども

エ 生計を一にする世帯に現に3人以上の子どもがいる場合において、当該子どもの中で、年齢が高い方から数えて3人目以降の子ども

(対象期間)

第4条 給付の対象期間は、給付対象者の子どもに係る教育・保育給付認定の有効期間又は施設等利用給付認定の有効期間とする。

(給付対象経費及び給付限度額)

第5条 給付の対象となる費用は、給付対象者の子どもが在園する施設(以下「在園施設」という。)に支払うべき副食費とし、給付の額は、月額4,500円を限度とする。

(給付額)

第6条 給付の額は、前条に規定する給付対象経費の実費額又は給付限度額のいずれか低い額とする。

(給付の決定)

第7条 市長は、給付を受けようとする者(次項において「申請者」という。)から法第20条第1項又は法第30条の5第1項に規定する認定の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、給付を受ける者を決定する。

2 市長は、前項の規定により給付を受ける者を決定したときは、当該申請者に通知しなければならない。

(支給)

第8条 前条第2項の規定により給付の決定を受けた者(以下「給付決定者」という。)は、給付を請求しようとするときは、別に定める請求書を市長に提出するものとし、市長は、給付決定者が指定する金融機関の口座に支給するものとする。

2 前項の場合において、給付決定者があらかじめ在園施設が代理受領することに同意しているときは、市長は、当該給付決定者に支給すべき給付の額の限度において、給付決定者に代わり当該在園施設に支給することができる。

3 前項の規定による支給があったときは、当該給付決定者に対し、第1項の規定による給付の支給があったものとみなす。

(決定の取消し等)

第9条 市長は、給付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付の決定を取り消し、若しくは給付の額を変更し、又は給付の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

(1) 第3条各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。

(2) 偽りその他不正の手段により給付の決定を受けたとき。

(報告)

第10条 第8条第2項の規定により給付の代理受領を受けた在園施設の設置者(以下「設置者」という。)は、当該給付に係る副食費の執行状況について、市長から報告を求められたときは、指定の期日までに報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告を受けたときは、その内容を審査し、設置者に対し必要な指示をすることができる。

3 設置者は、市長が指定する期日までに、別に定める実績報告書を市長に提出しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、給付の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、次の各号のいずれかに該当する施設に在園する満3歳以上の子ども(法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもを除く。次項において

同じ。)の保護者への給付については、第6条の規定にかかわらず、次項に規定する要件に該当する場合であって、かつ、当該施設に子どもが在園する間に限り、在園する施設に支払うべき食事の提供に要する費用の実費額又は第5条に規定する給付限度額のいずれか低い額を給付の額とする。

- (1) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項又は第3項の認定を受けたもの及び同条第11項の規定による公示がされたものを除く。)

3 前項の場合において、同項各号に掲げる施設に在園する満3歳以上の子どもの保護者が給付を受けようとするときは、当該保護者の子どもが次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯に属する子どもであること。
- (2) 市町村民税非課税世帯に属する子どもであること。
- (3) 算定対象者が子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第22条各号に掲げる者で、その者が属する世帯(市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯に限る。)における第1子の子どもであること。
- (4) 算定対象者の属する世帯(市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯に限る。)における第2子の子どもであること。
- (5) 生計を一にする世帯に現に3人以上の子どもがいる場合において、当該子どもの中で年齢が高い方から数えて3人目以降の子どもであること。